

議案第10号

四條畷市下水道事業の設置等に関する条例及び四條畷市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市下水道事業の設置等に関する条例及び四條畷市監査委員条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、条例において引用する条項に関し規定の整備を図りたく、本案を提案した。

四條畷市下水道事業の設置等に関する条例及び四條畷市監査委員条例の一部を改正する条例

(四條畷市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 四條畷市下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(四條畷市監査委員条例の一部改正)

第2条 四條畷市監査委員条例（平成4年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。